



## 石垣市立学校施設使用許可条件

使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用の許可を受けてない学校の他の施設を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで学校施設にはり紙をし、又は釘類を使用しないこと。
- (5) 学校施設をき損し又は滅失したときは、ただちに校長に報告し、原型に復し又は損害を賠償すること。
- (6) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (7) 後片付け、清掃、戸締り等を行うこと。
- (8) その他、学校長の指示したこと。

その他、遵守事項 \_\_\_\_\_

石垣市立小学校・中学校・幼稚園長  
石垣市教育委員会

